

平成29年洞爺湖町教育委員会第2回定例会会議録

日 時	平成29年3月24日（金） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教 育 長 遠 藤 秀 男 委 員 岩 原 義 美 委 員 吉 田 聡 委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳
欠席委員	
説明員	管 理 課 長 天 野 英 樹 社 会 教 育 課 長 永 井 宗 雄 社 会 教 育 課 主 幹 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主幹 佐藤 融
傍聴者	無し
日程第1	
【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2	
【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 2/22 虻田・洞爺給食センター合同学校給食運営委員会 (役場会議室) 2/23 定例自治会長会議（洞爺観光ホテル） 2/24 洞爺湖リトルシニア球団新入団歓迎会 (洞爺湖コミュニティセンター) 3/1 虻田高等学校卒業式（同校） 3/6～14 町議会3月会議（議場） 3/9 定例校長会（役場会議室） 3/12 洞爺中学校卒業式（同校、来栖委員出席） ふれ合う心の文化広場（洞爺湖文化センター） 3/14 虻田中学校卒業式（同校、岩原委員出席） 3/17 虻田小学校卒業式（同校、吉田委員出席） 洞爺湖温泉小学校卒業式（同校、岡本委員出席） とうや小学校卒業式（同校）

日程第 3

【 報 告 事 項 】

・ 報告第 5 号

- 3 / 1 8 芸術とジオの特別な日事業（洞爺湖サミット記念館）
- 3 / 1 9 町体育協会表彰式（駅交流センター）
- 3 / 2 1 定例教頭会（役場会議室）
- 3 / 2 3 津波避難訓練（役場庁舎及び町内）
- 3 / 2 4 町内保育所修了式（洞爺・本町・入江・桜ヶ丘各保育所）

遠藤教育長

続きまして、日程第 3、報告事項に入ります。

報告は 4 点ございますが、まず、報告第 5 号の説明をお願いいたします。

天野課長

2 ページでございます。報告第 5 号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成 2 9 年 3 月会議提出補正予算について（一般会計補正第 8 号））でございます。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年洞爺湖町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。3 ページは教育長から町長に予算に対する異議なしの通知。4 ページが町長から教育長宛に意見を求められた文書でございます。それでは、実際の補正でございます。6 ページ歳入でございます。1 2 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、1 目、民生費負担金でございますが、これにつきましては、1 2 8 万 4 千円の減となっております。これにつきましては、平成 2 7 年度に子ども・子育て新制度移行に伴い、それまで入所していた子どもに保育料の利用の算定にあたっては、年少扶養控除のみなし適用ということで控除をしておりました。それで、平成 2 8 年度において、新規に継続でない子についても、道の補助により、年少扶養控除のみなし適用をしていいですよということで、補助制度ができたものですから、それに伴い保育料が減になると。その代わり補助でお金が入ってくるというようなことで保育料の減というものでございます。続きまして、1 4 款、国庫支出金でございます。1 項、国庫負担金、1 目、民生費国庫負担金でございます。2 節、児童福祉費負担金 6 6 万 9 千円の増でございます。これにつきましては、利用児童の増。公定価格の改定等による増ということ。1 5 款、道支出金でございます。1 項、道負担金、1 目、民生費道負担金でございます。ここは 5 8 万 9 千円の増でございます。これにつきましても、利用児童の増、公定価格の改定等による増となっているものでございます。続きまして、同じく 1 5 款の 2 項、道補助金、1 目、民生費道補助金につきましては、6 目、保育所費補助金 6 4 万 2 千円の増でございます。これにつきましては、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金ということで、多子世帯における保育料軽減。平成 2 7 年度以降新たに保育所等を利用した保育、認定子どもに係る平成 2 8 年度分の保育料算定に当たり、国の基準により決定した所得階層により保育料を年少扶養控除等のみなし規定により、決定した所得階層による保育料を軽減することによって、町が負担する経費の 2 分の 1 を補助と。先ほど言ったものの

補助が入るというものでございます。64万2千円でございます。続きまして、21款、町債、1項、町債、7目、教育債につきましては、社会教育関連の施設なので、永井課長の方から説明いただきます。

永井課長

7目、教育債でございます。1節、公共施設等除却事業債で、50万円の減額でございます。これにつきましては、洞爺公民館施設の解体完了に伴います額確定による事業債となっております。

天野課長

続きまして、7ページでございます。歳出でございます。3款、民生費でございます。4項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費で19節、負担金補助及び交付金で173万2千円の増となっているものでございます。これにつきましては、町内の幼稚園に対する施設型給付費でございます。公定価格の変更及び利用者負担額の見積り額により決定額の減少によるものでございます。続きまして、3款、民生費、5項、保育所費、2目、常設保育所費、11節、需用費で93万4千円の増となっているものでございます。燃料費では単価アップにより31万6千円の増。賄い材料費につきましては、材料費の食材の高騰によるもので、61万8千円というものでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費におきましては、25節、積立金でございます。573万円の増となっているものでございますが、これは寄附金による積立金の増というものでございます。ふるさと納税で472万円、一般寄附で101万円の増ということで合計573万円でございます。続きまして、3目、諸費でございます。11節、需用費で12万5千円の増。18節、備品購入費で186万1千円の減となっておりますが、まず、需用費でございますが、これにつきましては、教育支援委員会用のファイル130冊購入のためのもので12万5千円。備品購入費につきましては、温泉地区のスクールバスを購入したところでございますが、これの執行残でございまして186万1千円の減となっているところでございます。続きまして、1目、小学校管理費の11節、需用費で303万2千円の増となっておりますが、これにつきましても、燃料費の単価アップによるものとなっているところでございます。続きまして、8ページにまいります。3項、中学校費、1目、中学校管理費、11節、需用費で93万5千円の増となっているところでございます。これにつきましても、燃料費の単価アップによるものでございます。続きまして、2目、教育振興費、20節、扶助費で75万9千円の増となっておりますが、これにつきましては、新入学児童学用品費、扶助費でございますが、16名分の前倒しの分でございますが、本来、4月にしているものを入学前に必要なお金ということで議会でも答弁。また、この教育委員会議でもご説明申し上げましたが前倒しということで支出をするということで補正をしたものでございます。それから、4項、社会教育費については、永井社会教育課長からお願いします。

○永井課長

11節、需用費85万7千円の増。15節、工事請負費46万5千円の減となっておりますが、洞爺公民館の解体の執行残による減となっているものでございます。5項、保健体育費の2目、体育施設費、11節、需用費12万6千円の増となっておりますが、これにつきましては、燃料費の単価アップによるもの。修繕料の27万4千につきましては、あぶた体育館煙突部にアスベストの使用が確認され、劣化防止の措置として灰出し口及び煙出し口の修繕。

天野課長

続きまして、3目、給食施設費で80万円の増額補正をしているところがございます。虻田給食センター部分でございます。まず、燃料費15万円につきましては、単価アップによるもの。修繕料65万円につきましては、内訳ですが、虻田給食センターの蒸気管等の漏水修理で25万円。消毒保管庫及び暖房用の膨張タンクの取替え及び修繕により40万円ということで合計65万円となっているところでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただいま報告第5号、臨時代理の報告について説明がありました。皆様から質疑をお受けしたいと思えます。何かございますでしょうか。一つ確認ですが、8ページのところで10款の社会教育費で右側の方に洞爺湖芸術館の管理運営事業（社会教育）つなっているのだけでも、この社会教育は総合支所ということでもいいのかな。

永井課長

庶務課です。

遠藤教育長

庶務課の間違いということで、ここに社会教育課となっているのですが、総合支所と直していただければと思います。それともう一つ、先ほど中学校費の扶助費で前倒し分。入学一時金、準備金の小学校の方は補正してないのですよ。それは、既存の予算の中で対応できるということでご理解いただければなと思います。

他になれば報告第5号、臨時代理の報告については報告のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

次に、報告第6号、臨時代理の報告について説明をお願いいたします。

天野課長

9ページでございます。報告第6号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成29年3月会議提出補正予算について（一般会計補正第9号））でございます。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。10ページについては、遠藤教育長から町長に補正に対する意見ということで、異議なしの報告。11ページが町長から教育長宛の意見を求める文書

・ 報告第6号

でございます。実際の補正でございます。13ページをお願いいたします。13ページ、歳入でございます。17款、寄附金、1項、寄附金、1目、一般寄附金507万円のうち、7万円が育英資金部分ということで押さえていただきたいと思います。次のページ。14ページにまいります。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費で7万円の増額補正ということで、これは積み立てでございます。育英資金の基金積立金ということで、先ほど申し上げた7万円の入ったものをそのまま積み立てるといふものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただいま、報告第6号の報告、一般会計補正第9号の説明がございました。質疑をお受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

ありませんということですので、この報告につきましても承認することよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

続きまして、報告第7号、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について（その2）、説明をお願いいたします。

天野課長

15ページでございます。報告第7号です。平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要（その2）を別紙のとおり報告するものでございます。別紙をご覧ください。これにつきましては、昨年の10月に一部報告をさせていただいてもらっていましたが、全国と北海道の部分がわかっていたのですが、町の分がまだ道の方で整理がついていなくて、資料がなかったということで今回、道の方で公表されてございますので、それを資料としてお出しをするものです。この調査につきましては、小学校5年生と中学校2年生を対象ということで、調査開始が平成20年ということになっているものでございます。1ページをお開きください。町内の小学校3校の児童48名の分の調査結果となっているものでございます。一番上のグラフでございますが、左側は男子、右側が女子ということでございます。体力合計点ということで、体力合計点、男子49.0、女子49.4という結果になってございます。分析でございます。実技については、体力合計点は男女ともに全国平均を下回っていると。それから、男子の握力、20メートルシャトルラン、立ち幅跳び、ソフトボール投げの種目。女子の握力、長座体前屈、立ち幅とびの種目では全国平均を上回ったということで、上のグラフで飛び出ているところということでご理解いただければと思います。児童質問紙でございますが、運動やスポーツをすることが好きと回答した児童の割合は、男子が75%であり、全国と比べて2.0ポイント高いと。女子が66.7%であり、全国と比べて10.0ポイント高いというような結果になっていると。それから、学校質問紙でございますけれども、すべての学校において、体育の授業以外ですべての児童の体力・運動能力の向上に係る取組

・ 報告第7号

みを行っている状況と。右側ですけれども、すべての学校において、体育の授業以外に運動時間を確保する取組みを行ったことで児童は日常的に運動に親しみ、運動やスポーツをすることが好きと回答した児童が増加したということが考えられるというような結果になってございます。それから、1番下。洞爺湖町の体力向上策でございますが、体育の授業以外でのマラソンや、縄跳びなどの日常的な体力向上に向けた一校一実践の推進。それから、新体力テストの結果等を踏まえた全学年における体育の授業改善の推進。それから、家庭との連携による体力向上の取組みの推進というようなことでございます。続きまして、2ページは中学生の結果でございます。2校、生徒70名分ということでございます。体力合計点で男子47.5、女子51.9という結果でございます。分析でございます。実技で体力合計点は女子が全国平均を上回った。男子の握力、立ち幅跳び、ハンドボール投げの種目。女子の長座体前屈、立ち幅跳び、ハンドボール投げの種目では全国平均を上回ったと。それから、生徒質問紙でございますけれども、保健体育の授業の目標が示されていると回答した生徒の割合が男子は57.6%であり、全国と比べて2.1ポイント高い。女子が68.6%程度であり、全国と比べて15.6ポイント高いと。学校質問紙すべての学校において、保健体育の授業以外ですべての生徒の体力・運動能力の向上に係る取組みを行っているということ。それから、右側でございますが、全体的な分析として、すべての学校において、保健体育の授業以外に運動時間を確保する取組みを行ったことで、女子は体力合計点において全国平均を上回り、男子は3種目において全部の平均を上回ったと考えられる。町の体力向上策として、2つです。保健体育の授業以外でのマラソンや縄跳び、部活動などの日常的な体力向上の取組みの推進。それから、新体力テストの結果等を踏まえた全学年における保健体育の授業改善の推進ということを行っているというものでございます。それから、3ページ、4ページにつきましては、参考ということで、道で公表された資料に、うちの町の平均をちょっと横に線をちょっと引いて入れてみました。正確にはなかなか引けませんので、概ねこんな位置でありましたということで、参考で見ただけならばと思います。なお、4ページについては、それらの資料の提供が道からないものですから、横線を引けなかったということで参考にしていただければと思います。以上でございます。

遠藤教育長

今、報告第7号の説明がございましたが、皆様から質疑等ございますでしょうか。

吉田委員

前回の調査時と比べて体力合計点というのは、推移としてはどうなのでしょうか。幾らかづつでも上がっている状態ですか。

天野課長

うんと下がっているという訳ではないのですが、上がっているということもないのですが、ただ、小学校が低くて、中学校でグンと高いみたいな、な

んかその辺のところははっきり我々もわからないところなのですが、ただ、子どもたちが同じ子どもではないので、その学年によっても違いもあったりいろいろあるのだらうなということ。ただ、全国、全道と比べてバカみたく低いという数字にはなっていないということで捉えております。

遠藤教育長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第7号、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について（その2）をこのとおり承認するということによろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

続きまして、報告第8号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、説明をお願いいたします。

天野課長

16ページでございます。報告第8号です。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をするものでございます。寄附についてでございます。このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。食材の寄附でございます。洞爺湖町学校給食センターへ。虻田郡洞爺湖町入江84番地2、企業組合あふた代表理事、福島浩二氏でございます。ホタテクリームコロッケ700個ということで、地元のホタテを使ったものでございます。なお、いただいたものにつきましては、虻田地区では3月9日、洞爺地区では3月2日にそれぞれ給食として提供させていただいたものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

報告第8号の説明がございました。何か質疑等ありますでしょうか。特にないかなと思います。承認いただければと思います。よろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

・ 報告第8号

日 程 第 4

【 議 決 事 項 】

遠藤教育長

続きまして、日程第4、議決事項に入らせていただきます。

議案第7号から25号まで数が多いのですが進めていきたいと思えます。

議案第7号、8号でございますが、教育委員会議規則で第20条第1項第1号で職員の人事に関する事に該当しますので、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございますでしょうか。

◀「ありません」という人あり▶

7号、8号につきましては非公開で進めさせていただきます。

----- 非 公 開 -----

・ 議案第7号

遠藤教育長

それでは、議案第7号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について議題といたします。説明をお願いいたします。

◀議案第7号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について承認▶

・議案第8号

遠藤教育長

続きまして、議案第8号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について議題といたします。説明をお願いいたします。

《議案第8号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について承認》

----- 非公開終了 -----

・議案第9号

遠藤教育長

続きまして、議案第9号、さくら保育所の休止について説明をお願いいたします。

天野課長

19ページでございます。議案第9号、さくら保育所の休止について、さくら保育所の入所児童の減少に伴い、平成29年度については休止とすることについて議決を求めるものでございます。申込みを取って、当初、無記名でした時は7名以上いたのですが、正規の申込みを取った時に7名に達していなかったということで休止とさせていただくということで、これにつきましては、平成26年度から休止になってございますが、29年度についても引き続き休止ということに決定をさせていただきたいということで議決を求めるものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただいま説明がございましたが、何か質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《「なし」という人あり》

それでは議案第9号、さくら保育所の休止について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

《「はい」という人あり》

議決といたします。

・議案第10号

続きまして、議案第10号、第3次洞爺湖町社会教育中期計画（案）の策定諮問について議題といたします。説明をお願いいたします。

永井課長

20ページです。議案第10号、第3次洞爺湖町社会教育中期計画（案）の策定について、これを別紙のとおり洞爺湖町社会教育委員会議に諮問することについて、議決を求めるものでございます。21ページになります。教育委員会教育長より社会教育委員長宛に策定についての通知文でございますが、1箇所字句の訂正をお願いいたします。教育長遠藤秀男の前に教育委員会教育長が委員長となっておりますので、修正をお願いします。諮問文でございますが、読み上げて確認させていただきたいと思っております。第2次洞爺湖町社会教育中期計画は、平成25年度を初年度として5カ年間の計画期間として策定され、町民の多様な要望に応えるべく、社会教育活動の推進に努めてまいりましたが、平成29年度をもって最終年度を迎えることとなりました。少子高齢化社会の進行や高度情報化社会など、社会情勢は日々大きく変化を続けています。価値観の変化や多様化などに伴い、町民一人ひとりの学

習要求もますます多様化、高度化し、その対応のための社会教育計画が重要になってきています。このため、洞爺湖町の現況を分析、問題点を把握し、平成30年度以降の社会教育を展望した、町民一人ひとりが生涯をとおして生きがいのある健康で文化的な生活を送ることができるよう、生涯学習社会の構築に向けた第3次洞爺湖町社会教育中期計画の策定をお願いいたします。なお、「第2期洞爺湖町まちづくり総合計画」や「第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン」との整合性を図るといった視点に立って策定くださるよう希望いたします。答申の予定期日については、平成30年1月。計画実施年度については、平成30年から平成34年度までの5カ年となっております。以上でございます。

遠藤教育長

ただいま事務局から説明がございました。第3次5ヶ年の社会教育の中期計画を立てるもので、これを社会教育委員会の方に諮問したいという内容でございます。何かご質疑等ございますでしょうか。

« 「なし」という人あり »

それでは、議案第10号、第3次洞爺湖町社会教育中期計画（案）の策定諮問について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第11号、洞爺湖町立学校運営協議会規則の制定について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

23ページでございます。議案第11号、洞爺湖町立学校運営協議会規則を次のように定めるものでございます。初めにこの洞爺湖町立学校運営協議会規則の制定理由でございますが、学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任のもとにおいて、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むこととして、平成29年度から洞爺地区で先行実施する予定であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会に関する規則を制定するという理由でございます。それでは、23ページ、第1条でございます。第1条は（目的）でございます。先ほど言いました。地行法の47条の5に基づいて必要な事項を定めると。それから、第2条は（趣旨）でございます。協議会は地域、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものということ。それから、第3条は（指定）でございます。教育委員会は、協議会を置く学校を指定することができるということで、指定などの内容の規定でございます。なお、第4項で指定の期間でございますが、これは、指定を受けた属する年度の翌年度の末日までということ、これにつきましては、委員さんの後で出てきますが任期2年としてございますので、同じ2年とい

・ 議案第11号

うことで合わせるということでその書きぶりとしているものでございます。

第4条（学校運営に関する基本的な方針の承認）ということで、承認を受けるべき者の内容を定めているものでございます。続きまして、第5条（学校運営等に関する意見の申し出）ということで協議会は運営全般について教育委員会又校長に対して意見を述べるができるという内容でございます。

2項において、当該指定学校の教員の採用その他任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対し意見を述べるができるということにしてございますが、括弧で特定の教職員に関する意見を除くということで、これ特にそういう個人的なものではないということ、明示するということで明記させていただきました。続きまして、第6条（学校運営等に関する評価及び情報提供）でございますが、協議会は毎年1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行わなければならないというようなことを定めてございます。第7条は（住民参加と参画の促進等）ということで促進されるように努めるというものの定めをしております。第8条（組織及び委員の任命）ということで、協議会は校長及び次項に定める委員をもって構成するということで、委員は11名以内とし、保護者、地域住民、当該指定学校の教職員、学識経験者、次のページへまいります。その他教育委員会が必要と認める者ということで、第2項において校長は委員を推薦するときは委員推薦書を教育委員会に提出ということで校長先生の推薦を持って、委員を任命するという形をとるというものでございます。第9条の（守秘義務等）ということで、委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないと。また、その職を辞めた後も同様というような定めをしております。第10条（任期）でございますが、委員の任期は2年として再任は妨げないというようなことでそれぞれ定めているというものでございます。第11条（委員の身分及び報酬）ということで、委員は地方公務員法第3条第3項に定める非常勤の特別職の身分を有するということ。委員の報酬については、洞爺湖町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによるということで、その規定に基づいて報酬を支給しますと。第12条（会長及び副会長）につきましては、協議会にそれぞれ、会長、副会長各1人を互選により選出をしていただく規定でございます。26ページにまいります。

第13条（会議）でございますが、会議は会長が招集して議事を司さどるということで、それぞれ、会議に係る規定を定めているものでございます。第14条（会議の公開）ということで、会議は特別な事情がない限り公開をするというようなことで定めているものでございます。第15条（研修）ということで、教育委員会は委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとするということで、研修に関する規定を定めているものでございます。第16条（指導及び助言）ということで、教育委員会は協議会の状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う等の規定でございます。第17条（指定の取消し）ということで、教育委員会は前条による指導及び助

言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すができるということで定めているものでございます。1項から3項それぞれ協議会としての活動の実態がない。それから、合意形成を行うことができないと認められる場合、その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合というような法律事項でございますので、そのまま規定をしているというものでございます。27ページになります。第18条（委員の解任）でございますが、教育委員会は次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができるということで、辞任の申し出があった場合。それから、第9条に違反した場合、その他解任に相当する事由があると認められる場合ということでございます。附則にまいります。1項でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行すると。2項としまして、会議の招集の特例でございますが、この規則の施行の日を最初に召集される会議及び第12条第1項の規定により会長が互選される前に召集される会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集することによって経過規定でございます。以上でございます。

遠藤教育長

説明がございました。新年度から学校運営協議会を新たに設けるということでございます。そのための規則を定めるものでございます。何か皆様からございますでしょうか。

吉田委員

今回の議会を私ちょっとネットで拝見したのですが、議員さんから質問が出ていたようですが、洞爺地区先行実施ということですが、小学校、中学校別に学校運営協議会を作るということ。それはもう、間違いはないですよね。別々で合同で協議会を開催するというのも有り得るということですね。

遠藤教育長

指定は学校ごとの指定になります。そういうことで、小学校、中学校それぞれ指定させていただいて、それぞれ、委員さんという形になりますが、洞爺地区の場合、児童生徒数も少ないということもあって、保護者の方も両方に関わってくるということもあって、それであれば、一つの運営協議会としての実体で進めてもいいのかなというふうに思っております。それはもちろん私どもが決める事ではなくて、運営協議会それぞれの小学校、中学校で考えていただいて、そういう方がやりやすいということであれば、そういうこともあり得るなと思います。もう一つ私、答弁させていただいたのは将来的なことも考えると、小中一貫校という部分も若干念頭に置いていくと。そういう方がよりスムーズに運営するのかなという答弁をさせていただいたところです。

吉田委員

質問した議員さんの考えを聞いて。そういう考えもあるのかなって聞いていたのですが、小学校の校長先生がいて、中学校に校長先生がいるのだから、合同で協議会をやるとその校長先生の意志が反映されないようなおそれも出

てくるのではないかという話がありましたよね。でも、そのところ気を付けないと。

遠藤教育長

そのとおりだと思います。私もそこまで頭にはなかったのが実際でございますが、その辺は当然、先ほど申し上げましたとおり強制するものではありませんので、小学校、中学校それぞれ検討としていただいて、それぞれやるのがいいというのであれば、それはそれで構わないし、一緒に行った方がよりスムーズだというのであれば、そのようにしていただければなと思っていますところでございます。先ほど課長からもお話がありました、本当に先生達の任用に対してもいろいろ意見を述べるができるということで、懸念されるのがこの先生ダメだから出せとかあの先生がいいから引っ張ってこいとかという個人名を出してというのが非常に懸念されるので、そういう意味で特定の個人の方についてというのは、ないという形で付記させていただいたところでございます。

吉田委員

来栖さんからお話があったのですが、例えば、校長先生が転勤した場合、協議会の委員さんが決まって1年目で校長先生が転勤したとしても、その2年間任期が継続するわけですよね。委員さんの。

遠藤教育長

はい。2年間、委員さんの任期はそのまま継続いたします。一応、見ていただきたかったのが、先ほどの第8条なのですが、組織及び委員の任命なのですが、国の方は事例としては校長を含めて委員をとということになっているのですが、校長というのは私どもの考えとしては、あくまでも校長が示した計画とか基本的な方針をこの協議会で承認するわけですから、承認する側にも校長がいて、提出する側にも校長がいるとおかしいのかなというように私は思ったものですから、校長及び次項に定める委員をもってという形で全体として協議会は12名で構成するというように。校長プラス11名の委員という形で今考えているところでございます。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

« 「なし」という人あり »

それでは、議案第11号、洞爺湖町立学校運営協会規則の制定について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

原案のとおり議決したものといたします。

続きまして、議案第12号、洞爺湖町立私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の制定について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

32ページでございます。議案第12号、洞爺湖町立私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱を次のように定めるものでございます。すい

ません。はじめにですね、訂正を一部お願いしたいと思います。32ページの第2条の2行目の一番最後の括弧閉じが入っていないものですから、括弧を閉じ入れていただくこと。申し訳ございません。それから、その2項の前項に規定する内や町外になっているのですが、町内や町外と書くところを町がちよっと取れてすいません。町を入れていただければと。その2ヶ所でございます。訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。それでは、はじめにこの要綱を制定する理由でございます。子育て支援の充実を図るために平成29年4月1日から保育所及び私立幼稚園の利用者負担額、一般でいう保育料でございますが、現行の2分の1とする軽減対策を実施するに当たりまして、保育所関係は洞爺湖町。後で議案で出てきますが、洞爺湖町特定教育保育施設及び地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正で対応できるのですが、私立幼稚園につきましては、子ども・子育て支援法により、制度移行した幼稚園。町内の幼稚園もそうですが、ある一方で制度を移行していない幼稚園もあるということで、先ほど言った町の規則の一部改正では対応はできないということで新たに助成要綱を制定して、2分の1の支援対策を進めたいということでございます。それでは32ページで内容を説明させていただきます。第1条は（目的）でございます。先程言った町内外の私立幼稚園に入園している児童を扶養する保護者等に対し、利用者負担金の経済的負担の軽減を行い、もって洞爺湖町の子育て支援の充実を図ることを目的とするというものでございます。第2条は（助成の対象）ということで、洞爺湖町に助成の対象は洞爺湖町に住所を有し、町内や町外の私立幼稚園に就園している児童を扶養する保護者等（以下「保護者等」とする）というものでございます。これにつきましては、2項でございますが、これら就園している児童が複数の場合はその各々を助成の対象とすると。全員を対象としますよということでございます。第3条（助成金の金額）でございますが、私立幼稚園利用者負担金等軽減助成金の額は洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第2条第1項第1号に該当する者で、別表第1の表の規定により決定された額の2分の1とすると。また、規則第2条第1項第1号にあっても同様とすると。難しい言葉なのですが、幼稚園のことを言っているのですが、そういう言葉になっています。前項の定める規則第2条第1項第1号の別表1に該当しないものにあつては、新子ども・子育て支援法に移行していないものということで、2項はそのことを言っています。該当しないものにあつては、当該就園している児童の私立幼稚園（これに類する施設を含む。以下同じ）の利用者負担額月額2分の1（当該算出額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）とすると。月の途中での入園及び退園についても当該就園している私立幼稚園が決定した利用者負担額（月額）の2分の1（当該算出額に10円未満の端数があるときは、これ切り捨てる。）と。3項でございますが、前項の私立幼稚園の利用者負担額（月額）には、実費徴収など特別な経費は含まないものとするということで、入園の時なんか一

時金とか、何かいろいろあるらしいです。いろんな項目ありますが、あくまでも、それ以外を除いた普通に月額で徴収されるものを助成しますということでございます。それから、33ページ、第4条は（支給方法）でございませうが、助成は、6月、9月、12月及び3月の4期に分けて、それぞれ、月末までに指定の口座への振込の方法により支給をします。第5条（助成金の交付申請）ですが、この助成金の交付を受けようとする者は、洞爺湖町立私立幼稚園利用者負担金等軽減助成金交付申請書別記様式第1号を4月30日までに次の書類を添えて教育長に提出しなければならないと。（1）として私立幼稚園就園決定通知書等の写し（当該私立幼稚園に就園していることがわかる書類）と。（2）として私立幼稚園の利用者負担金決定通知書等の写し利用者負担金がかかる書類）ということ。それを付けてくださいと。2項として前項の事務にあつて、町内に設置されている私立幼稚園に就園している児童の保護者にあつては、当該私立幼稚園にその事務及び補助金の受領の一切を委任して行うことができると。この場合においては、保護者は正規の利用者負担額から助成金額を差し引いた額を当該私立幼稚園に支払うものとするということ、とうやこ幼稚園の関係はもう内容は分かっていますので、一人ひとり貰うよりは、施設の方をお願いをして一括で貰った方が事務的にお互い楽だろうということ。それと、保護者の事務経費、一人ひとり全部出せというよりは、これの方が楽であろうということ、事務軽減も含めて、こういう形をとりたいということでこの規定を置いたもの、でございます。続きまして、第6条は（助成金の交付決定）でございませう。教育長は前項の申請を受理し、適当と認めるときは決定書別記様式第2号により通知をしますと。第7条が（却下通知）と。不正その他により適当でないことを認めるときには別記様式第3号により却下の通知をしますと。第8条（支給内容変更届）と。申請書の内容を変更した場合は、別記様式第4号により、内容の変更をお知らせしてくださいというもの。それから、第9条（助成金の返還）と。偽りその他不正な行為によって助成を受けた者については、全額又は一部を返還させることができると。第10条は（その他）でございませうが、必要な事項は教育長が別に定めると。この訓令は、平成29年4月1日から施行するということでございませう。34ページは助成金の申請書兼助成金申請及び代理受領の委任届ということで、町内の私立幼稚園の保護者について、これを私立幼稚園に出すことによってすべてを集めて、施設が町の方に一括してもらおうということでその代理をできるような形をとると。町外の幼稚園に通っている方は町にこれを出してもらおうと。口座とかすべて書いてもらって、現在のところ1名か2名ということで想定をしているところでございませう。35ページがその裏、それから、36ページは補助金の助成金の交付決定の通知。37ページは別記様式第3号で却下通知。38ページの別記様式第4号は、交付内容変更届ということで、内容が変わったものを出してくださいというような様式ということの内容になってございませう。以上でございませう。

・議案第13号

遠藤教育長

事務局から説明がございました。質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。

◀「なし」という人あり▶

議案第12号、洞爺湖町私立幼稚園利用者負担金等の軽減に関する助成要綱の制定について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第13号、洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱の制定について議題といたします。説明をお願いいたします。

永井課長

39ページになります。議案第13号、洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱を次のように定めるものでございます。お配りしている資料がございます。前回は事業の概要については、説明させていただきました。資料の方は、これから、周知する目的で資料の方広報、回覧等で実施していきたいということでございます。事業の目的につきましては、本町にお住まいの個人又は団体が自主的に国内で研修を行うことで、地域社会を担う人材を育成し、本町の地域活性化につなげることを目的としているところです。右側の四角で対象要件とありますけども、個人、団体ともに1回目的をもって先進地等の視察研修をそういうことで、営利目的、政治、宗教活動に該当するものは対象外とさせていただきます。年齢については、18歳以上の個人、団体。研修先については国内。個人又は団体が企画をしまして申請書を提出していただく。それで民間の方々を含めた役場庁舎内の関係各課の審査会にまず、通していただくということで、ここで助成となる条件がありまして、対象経費の4分の3以内。もしくは、1人当たり10万円が限度額になりますので、それ以内ということ。人数については7名以内。期間についても、原則7日間以内。対象経費については、ここに書かれてあるものとなります。それで、審査を通りまして、研修の方を実施していただきまして、事業が終了した場合に、完了30日以内に実績報告を出していただき、清算するのですが、その際にレポートあるいは、パンフ、写真、領収書等を提出していただく。流れ的にはこういったところでございます。横の方の説明に入らせていただきますが、まず、第1条では、先ほど申し上げました研修を行うことで、地域社会に担う人材を育成し、本町の地域活性化につなげることを目的として定めているものでございます。第2条（対象事業）につきましては、研修事業につきましては、人材育成又は地域活性のために実施するものとして、営利を目的として営利目的あるいは政治活動、宗教活動は対象外。第3条では、（助成対象者）といたしまして、町内に住所を有する満18歳以上の者で、各年4月1日現在において、町内に引き続き3ヶ月以上在住している者。18歳以上ですから学生専門学校及び大学等に通学している者については、町内に住所を有し、在住している者の被扶養者とする。第4条につきましては、（助

成する経費)でございます。ここにつきましては、対象経費の4分の3以内で限度額は10万円。人数につきましては、個人、団体ともに1回の申請につき7名以内とさせていただきます。対象経費については、交通費等について対象。第6条(審査会)につきましては、地域の方々を含めまして、事業選考審査委員会で申請に対し可否を決定する定めとなっております。第10条につきましては、(実績報告及び精算)ということで、事業完了後に実績報告を提出して精算を求めるものでございます。事業実施の内容については、レポートの提出、その他パンフレット等対象経費につきましては、実費による精算とさせていただきますために研修により要した領収書等の関係書類又はその種の提出を求める定めとなっております。第12条につきましては、(助成金の返納)ということで、各号のいずれかに該当する場合につきましては、交付した助成金の全部又は一部を返納させるものとする規定でございます。1つ目に事業を取りやめたとき。2つ目に実績報告及び精算報告により助成対象事業で支出した額が既に交付した助成金の額を下回ると認められるとき。3つ目に助成金の交付決定に付した条件、その他、この要綱に違反したとき。4つ目に不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。5つ目に前各号に掲げるもののほか、この助成制度の目的に反すると認められるとき。43ページから49ページまでは関係の様式となっております。附則でございますが、この訓令は平成29年4月1日から施行するものでございます。制度並びに要綱については、以上のとおりでございます。

遠藤教育長

今、事務局から説明がございました。質疑をお受けしたいと思います。ございますでしょうか。

吉田委員

人づくり育成事業ということでございますが、対象年齢18歳以上ということですが、上限を設ける。そういう考えはありますか。人づくりということで。

永井課長

この事業、立ち上げるために何回も協議して上限については最終的には定めていません。設定が難しい。

来栖委員

目的っていう部分の言葉があまりにも重いのですよね。だから、「はい」って手を上げたくても、この人づくりのイメージとして例えば、岩原さんが洞爺湖町でもさつまいもができるかもしれないと言って、その農家の人がたと5人でどこかへ一番近い四国まで行って1週間さつまいものことを学んできて、帰ってきて、それを広めるということも十分それに当たると思うし、私が小さい町だけど、祭りが凄く賑わっているよというところへ行って、見て、そこら辺の人がたと話をしてくて帰ってきて洞爺湖の湖水まつりではなくて、洞爺村の方のここでやる花火祭りでもいいよとかという提案をすることもこれに入ると思うのですが、ここの目的という文章を読むと、何かすご

いリーダーになる人ではないとだめなのだよとか、人材育成なのだよと言われてしまうと、違うねという話になってしまう気がすごくするし、難しいのかなと。どちらかが一つ。例えば、岩原さんが、さつまいもで第1号で行ってくるよと行ってきてくださって、これでもでもいいですよとなると、2回目、3回目の人がたが行けるのかなという。そういう部分では、ここの中から、1組。何か作って、例えば、教育委員の人が他でもいいのですが、この5人で、何かしようって。1個、やってみようという人がたが、出てくれないのかという気がすごくするのですね。そういう感じのことを姉妹都市に行つて何か仕入れてきたよということで十分これに活用できると思うのですが、何か地域活動のリーダーにならなくてはいけないとなると難しいと、すごく思います。

永井課長

できれば、地域を担う人材としては、できれば青年層の方ということはございます。年齢制限はないので。ただ、この事業を立ち上げるときに、確認していますのは、あまりガチガチにしないというか、あまりこう締めすぎると門戸を狭めてしまうので、申請される方も、あまり縛りもない方がいいと思います。回覧も周知前ですが、既に個人的に3件、こういうので使いたいのですがという相談は受けました。

来栖委員

だとしたら、この回覧を回すときにこういうので行く予定がありますみたいなものを出していただければ、こういうのでいいとわかるのかなと。そうしたら、行きやすくなる。

遠藤教育長

私から補足させていただきます。先ほど吉田委員さんからその年齢の上限はどうだろうという話もあったのですが、私ども内部で、教育委員会だけではなく、町長部局も含めた中で検討させていただいて、本当にどこまで切つていいのだろうかということが、なかなかできなくて、しかも今、高齢化社会というか、本当に70、80歳になられても活躍されている方がおられますので、そういう人たちを外すというのはどうなのかなというのもあったわけです。ここの資料にも書いていますが、本当にやる気がある方はもう十分応募してくださいという考えから上限を外しております。ただ、これを作る最初のターゲットは若者層というか、その方たちの研修制度がなかったということだったのです。そういうことから、中心はそこになるとは思いますが、年齢層については特段18歳以上であればということになっております。作る上では。各団体の方々にも話を聞きました。商工会それから農協、漁協でその方たちもいい制度だねという話。使えれば使つてみたいというお話をいただいていますので、そういう考えでいきたいと思います。それと今、本当に硬い文章になっているのですが、公費を使うということですので、ある程度明確に、物見遊山ではまずいなということもありましたので、少し硬いかもしれませんが、要綱としては、こういう形にしますが、今、おっしゃ

られたように具体例をこちらの方のお知らせには、こういうのもいいですよみたいなものを私の方からも入れてくれという前からも話をしていますので、そういうのを入れて、もう少し親しみやすいものにしていただければいいかなと思ってございますが、初めての制度ですので、とにかくいろんな方にお問い合わせをいただいた上で更に良いものにしていきたいと思っています。この審査会の方も、民間の方に入ってもらおう予定ですので、うちの内部だけで決定するというにならないように進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。その他ございませんでしょうか。

岩原委員

例えば、私と岡本さんとあと何人かでこの事業で行って来ると。帰ってきてレポート出しているんな次の何かの会に活かしていくという。今度は別に、私と吉田さんと何人かで行くとなると、私はダブることになるのは、これはどうなんのすかね。目的が全く違うのですが、それもありませんか。

遠藤教育長

そこまでこの要綱には書いていませんが、全体の現状の予算額がまず120万円。1人10万円以内ということになりますので、当然、応募状況等にもよりますが、別の研修であっても、同じ人というのは審査の中ではずしていくという形にまずはなるのかなと。年度明けていただいて、やる分には問題ないかなと思っております。今のところ、このように進めたいなど。

吉田委員

きっとそう考える人が出てきますよね。

遠藤教育長

多くの人に行ってもらいたいと思うので、同じ人が同一年度というのは難しいかなとは考えております。

岩原委員

宿泊代も含まれているのですが、宿泊費は実費とするというのは、いわゆる食事と寝泊まり代までのことを指すのですよね。

遠藤教育長

旅館、ホテル代になりますので、その上限は町で定める部分です。その中で実費でいきましょうと。町の規則に定めている部分も出る分については、それはだめですよという考えです。

吉田委員

今、その問い合わせというはあるのですか。団体というのは若い人たちですか、それとも割と高齢の方ですか。

永井課長

高齢の方が多いです。

来栖委員

もし、私たちが小中一貫校の学校をつくるために、7日間、5人で行きたいのですがと言ったらOKですか。

遠藤教育長

それは委員会行事で組むしかない。これを使ってということにはならないと思います。

吉田委員

私は年齢にこだわるわけではないですが、そうすると今度、例えば、老人クラブで噴火何かの時の避難時の先進地をとということで研修だとかそういうことで申請があるかもしれないですよ。

遠藤教育長

それは十分想定はしています。

吉田委員

わかりました。

遠藤教育長

よろしいですか。

それでは、議案第13号、洞爺湖町人づくり育成事業実施要綱の制定について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

・議案第14号

続きまして、議案第14号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

50ページでございます。議案第14号、洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。この規則の改正の理由でございますが、先生方の異動の発令の通知を受けた日以後に赴任に伴い旅行を開始することができるように、北海道立学校管理規則等の改正があったことに伴い同様の改正をするというのが主な内容となっているものでございます。細かい所は、52ページ。新旧の中で併せて説明をさせていただきます。52ページの新旧対照表でございます。第21条で（赴任）ということで、「辞令」を「発令の通知」に改めてございますが、もう少し具体的に申しますと、現行では、21条の右側を見ていただければわかるのですが、辞令を受けたときは7日以内に赴任しなければならないということで、辞令を受けなければ異動できないという規定になっているということなのです。しかし、現状では、当然、先生方が転勤先の学校で業務に支障きたすわけで、実際に先生方はその前にもう移動しているということで、実態に合わせないとうまくないということで実態に近い形の規則を改正するというところでございます。具体的には、発令の通知というのは3月31日に異動の発令通知をするということで3月31日は何時でもいいのです。学校で一般職は校長先生から、異動だよということをもって、それがあった時点でもういつ異動してもいいですよという形をとることができるよという改正ということで、辞令を受けたときでなくて発令を受ければいいですよということで、3月31日に発令をすると。本人に発令をしてあげるということで異動可能と。赴任可能という改正をするというものでございます。それから、第22条「退

職、転任等の辞令を受けたとき」を「転任、休職、退職等の場合に」ということに改めるのですが、この改正につきましては、多様なパターンがあるということで、代表的なものの例示をして「等」を付けるというようなことで、文言整理をするということの改正というものになっているものでございます。それから、前ページの51ページは様式。今回の改正に合わせた様式の一部改正。それから、50ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するというようなことで同様の施行日に行っているものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

事務局から説明がございました。皆様から質疑をお受けしたいと思っておりますでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

議案第14号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第15号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

53ページでございます。議案第15号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正するものでございます。なお、議案第15号から議案第19号及び議案第21号につきましては、4月1日付の人事異動により教育委員会に部長職を置くことになったこと。それから、給食センターに係長級を置くことによる、それら関係規則等の改正ということでご理解をいただきたいと思っております。それでは、53ページでございます。新旧でまず、説明をさせていただきます。第7条、現在、削除となっておりますが、第7条（教育次長）でございます。「事務局に教育次長を置くことができる。」。2項「教育次長は教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮、監督するとともに教育長を補佐する。」と。第8条（課長等）ということで右側で係長の欄がありますが、左ではこれをなくしてございます。給食センターをグループ制にするものですから、主査ということで係長という職名がなくなりますので、他のところで主査と入りますので、このところを削るということ。それから、第14条で「分掌する課又は係が明らかでない場合は、課間にあつては教育長、係間にあつては当該主管課長」を「分掌する課が明らかでない場合は、教育次長」に改めますと。それから、別表での管理課の部分でございますが、第4項に左側の56ページになりますが、(4)で事務局、学校その他出先機関の職員の服務に関する事ということで、管理課に新たに加えたものでございます。これにつきましては、服務の関係が給食センターに入っていたものですから、1係のところにはサービス関係については入れるということにはなりませんので、管理課が教育委員会関係全て所

・ 議案第15号

管するというので、そこに入れるという形で、従前の4号からずっとありますが55号までを1号ずつ繰り下げて、1項入れたということにしているものでございます。続きまして、57ページ、洞爺湖町学校給食センターの部分でございますが、58ページということで右側にそれぞれ、虻田給食センター、洞爺給食センターとあったものを一つにまとめると。グループ制と。先ほど申し上げましたが、一つにするということで係長を1人置いてそれぞれ仕事をするということで、左でございます。1号が職員の服務に関することをすいません。ずれています。服務を一つとって、服務に関するものが(2)から、(1)ということでずれていきます。申し訳ございません。(1)の服務に関するものがなくなって、(2)の公印の管守及び文書に関するものが(1)ということになるということで、それぞれ、1号ずつずれていくという形になるというものでございます。申し訳ございません。(2)から(13)となっていますが、それぞれ、1号ずつ繰り上げて(1)、(2)、(3)と。すいません。訂正をお願いしたいと思います。という訂正になるものでございます。それでは、最初のページに戻りまして、54ページになります。附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行するということで、こちらの一部改正についても、給食センターの部分の表が間違っておりますので、職員の服務に関するものが抜けるということで、一つずつ繰り上がるという形に訂正をいただきたいと思っております。申し訳ございません。以上でございます。

遠藤教育長

今、事務局から説明ございました。一部訂正がございました。給食センターの事務分掌の部分。職員の服務に関するものを除いて、それぞれ、番号を繰り上げていただきたいと思っております。今回、これにつきましては、事務局に教育次長を置くということに伴う一部改正でございます。皆様から質疑をお受けしたいと思っております。

◀「なし」という人あり▶

それでは、議案第15号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第16号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

59ページでございます。議案第16号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則でございます。次のように改正をするものでございます。これにつきましても、先ほど申し上げたとおり部長職と教育次長を置くことによることなどが主な内容でございます。60ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。第1条の(趣旨)の中で一部で、高校がなくなっているのですが、一部、削除漏れ等ございますので、それらの

・ 議案第16号

整理もあわせてさせていただいています。趣旨の中で第1条「、町立高等学校」。これを削ってございます。第6条（その他）でございますが、「町立高等学校教職員は北海道立高等学校の職名に準じるものとする。」を削除して、第2項を第1項とするということで「臨時又は非常勤の職員に係る職の職名は、別に定める。」ということで新たに定めたものでございます。それから、別表の4の中で、課長、事務職員の次のところの職位名の中で課長職の上に部長職ということで、職務名「教育次長」を加えたものでございます。次のページになりまして、右側の備考3（6条関係）ということで、学校関係が入っていましたので、「備考3」を削ったと。高校関係でございます。それで、59ページに戻っていただきまして附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

説明がございました。質疑等ございますでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

それでは、議案第16号、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第17号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

62ページでございます。議案第17号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。63ページの新旧対照表をご覧ください。第3条（事務局職員の臨時代理）ということで、その順序でございますが、従前、（1）管理課長、（2）社会教育課長の前に新たに（1）で教育次長と。（2）管理課長。（3）として社会教育課長に改めるというものでございます。62ページに戻っていただきまして附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

説明がございました。質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

議案第17号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第18号、洞爺湖町教育委員会の事務専決規程の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

・ 議案第17号

・ 議案第18号

64ページでございます。議案第18号、洞爺湖町委員会教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。新旧対照表66ページでございます。第2条第2号中「課長並びに」を「教育次長、課長並びに」に改める。第5条でございます。第5条の見出し及び第1項中「課長及び」のところを「教育次長又は課長及び」というふうに変更。それから、同条第2項においては、「町事務決裁規程」を「洞爺湖町事務決裁規程（平成18年洞爺湖町訓令第5号）」と正しい名前を入れたのと。それから、その下の方でございますが、課長とあります。課長の前に「部長又は」を入れるというものでございます。続きまして、第6条になります。67ページになります。第6条は略ですね、失礼しました。第7条でございます。（代決）でございます。「管理課長」のところを「教育次長」がその事務を代理すると。それから、2項として「教育次長が専決すべき事項について、教育次長が不在のときは、主務課長が代決する。」と。それから、別表第1ということで、教育次長の専決権限事項ということで、新たに加えるものでございます。「（1）課長職の出張命令及び復命（道内）」。「（2）課長補佐職以下の出張命令及び復命（道内）」。「（3）課長職の有給休暇、私事旅行の承認及び欠勤届の受理」。「（4）課長職の休日勤務命令」。「（5）課長職の特殊勤務命令」。「（6）課長職の管理職特別勤務命令」。「（7）課長職の週休日の指定及び指定願」。「（8）課長職の事務引継ぎ」。「（9）重要な照会、回答、報告及び届出」。「（10）1件100万円未満の工事請負、1件100万円未満の物品購入及び物品修繕の支出負担行為の決定」。「（11）1件100万円未満の委託契約及び需用費的な経費の支出負担行為の決定」。「（12）100万円未満の負担金補助及び交付金（会議負担金を除く）の支出負担行為。ただし、交付基準が条例、規則、要綱等で定められているものに限る。」。「（13）その他事務局の重要な事務処理」というものでございます。最初の65ページに戻っていただきまして附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただいま事務局から説明がありました。質疑をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

« 「なし」という人あり »

議案第18号、洞爺湖町教育委員会事務局専決規程の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第19号、洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

69ページでございます。議案第19号、洞爺湖町教育委員会職員懲戒審

・ 議案第19号

査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。70ページ。新旧対照表をご覧ください。第3条でございます。(委員会)でございます。第3項「教育委員」の後に「、教育次長」を加えるものでございます。69ページ戻っていただきまして附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

今、説明がございました。質疑等ございますでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

議案第19号、洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第20号、洞爺湖町就学援助費の支給に関する要綱の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

71ページでございます。議案第20号、洞爺湖町就学援助費の支給に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。72ページをお開きください。新旧対照表です。第7条(準用保護者の認定)ということで倍率でございます。「1.1倍以下」を「1.3倍以下」ということで新たに1.3倍にして、就学援助費の対象者の拡大を図るというものでございます。前ページ、71ページに戻っていただきまして附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

説明がございました。質疑をお受けしたいと思います。ございますでしょうか。

◀「なし」という人あり▶

議案第20号、洞爺湖町就学援助費の支給に関する要綱の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第21号、洞爺湖町学校給食センター条例施行規則の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

73ページでございます。議案第21号、洞爺湖町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。74ページをお開きください。新旧対照表でございます。第3条の職員の表でございますが、虻田給食センター、洞爺給食センターの職員のところの線を取りまして「係長」を「主査」に改めると。その他は同じでございます。

・ 議案第20号

・ 議案第21号

73ページに戻っていただきまして附則でございます。この規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

説明がございました。何かご質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

◀「なし」という人あり▶

議案第21号、洞爺湖町学校給食センター条例施行規則の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

◀「はい」という人あり▶

原案のとおり議決いたしました。

・議案第22号

続きまして、議案第22号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

75ページでございます。議案第22号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。この改正理由でございますが、修学旅行の引率業務等に従事する道立学校教職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部が改正され、平成29年4月1日から適用されることになったために同様の改正を行うものでございます。細かく説明をさせていただきますが、新旧対照表で説明をさせていただきます。この要領につきましては、定められた目的でございますが、対象業務は修学旅行など、数種類定められてございます。対象業務に従事する職員の勤務時間について、当該業務を行う日の属する週を含む4週間の期間内は平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、正規の勤務時間の割振りを弾力的に行おうとするものというものでございます。このことによって、結果として当該担当職員の時間外勤務の縮減が可能となり、教育職員の健康及び福祉に資することを目的とするということで、ある程度、そういうことを想定して作られたものというものでございます。この要綱に定められている対象業務というのは修学旅行の引率業務、それから、文化祭、学校祭等の業務。それから、体育祭、運動会等の業務。それから、文化祭、これは学校祭又、体育祭の運動会等の事前準備業務。5つ目、登校時の通学指導業務。6つ目が、校区内の巡回業務、現場実習引率業務。今回新たに、8つ目として家庭訪問の業務。それから、9つ目、教育相談の業務ということで家庭訪問と教育相談の業務が新たに加わったということの改正になっているものでございます。新旧対照表の76ページでございます。第2の中の第8項です。この要綱において、家庭訪問の業務とは、児童生徒の学校や家庭での状況について、各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、自校の教育計画に位置づけられ、あらかじめ、予定して行う業務をいうと。第9項でございます。この要領において教育相談の業務とは、保護者や児童生徒と面会して、児童生

徒への指導について相談する業務のうち、自校の教育計画に位置づけられ、あらかじめ、予定して行う業務をいうと定義が2つ置かれているものがございます。77ページにまいりまして、第3、対象職員及び対象業務ということで、その中の第2の(8)ということで家庭訪問の業務。(9)として教育相談の業務ということで新たに加わったというものでございます。

75ページに戻りまして附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

今、事務局から説明がございました。質疑をお受けしたいと思っております。ございますでしょうか。

岩原委員

一つ。自校の教育計画に位置付けられたというものについて、業務ということなのですが、例えば、不登校の生徒の家庭。その相手先によっては、当然、勤務時間以外に行くという、それも、これに入るのでしょうか。教育相談の業務とか、家庭訪問の部分に位置付けられるのでしょうか。

天野課長

あらかじめということで、全体で学校として、年間ちゃんと定められたということであればいいのですが。ただ、学校訪問というのは家庭訪問であったり、不時に行かなくてはいけないとかあるので、なかなかそういうとこまでいかないのが、あらかじめ、決めて行く分についてはいいですよということで、委員から言われたとおり、先生が自分で勝手に行けるとなるとなかなかそれはまたそれで難しいところもあるので、突発的なものを除いて、あらかじめ、計画に定められているのであればOKですよ。なかなか微妙なところはありますが、そういうところは認めましょうということで、なるべく平準した勤務時間にしてあげましょうということのようでございます。

遠藤教育長

学校として、例えば、特定の子がいたらその子についてこういう形で計画を持って進めていきたいと思いますという中で、訪問するとかというのであれば対象になりますが、突然、突発的なことで行くというのはこの割振りの対象にはならない。それはまた、別という形になっております。

その他ございますでしょうか。よろしいですか。

« 「なし」という人あり »

議案第22号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

原案のとおり議決いたしました。

・ 議案第23号

続きまして、議案第23号、洞爺湖町立温泉小学校地域連携施設の利用に関する要綱の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

天野課長

78ページでございます。議案第23号、訂正をまたお願いいたします。題名洞爺湖町立の後に、洞爺湖が抜けています。温泉小学校となっているのですが、洞爺湖町立の後に洞爺湖を入れていただきたいと思います。題名。次のところにも、同じ洞爺湖町立の後に入ってございません。そこと教育長の下の名前の下のところにも「立」の後に洞爺湖が入ってございません。その下の文書にも入っておりません。4ヶ所、「洞爺湖」が抜けてございました。申し訳ありません。目次に入っておりますが本文で抜けてしまいました。大変失礼いたしました。4ヶ所、「洞爺湖」を入れていただきたいと思います。78ページ。議案第23号、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校地域連携施設の利用に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。この改正の理由でございます。月浦運動公園条例が平成28年12月1日から施行されて、本年4月から本格的に供用が開始されることに伴い、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校に併設されている地域連携施設が使用されることになっているところでございます。本件につきましては、昨年11月に地域連携施設の運営委員会。PTA、地域の方々が入ったものがあるのですが、学校も当然入りますが協議されて、本施設の利用について協議して、皆さんに了解を得たということもありますので、それらについて、供用開始前に、これらを改正をするということがございますので、協議の結果に基づき所要の改正を行うということで、今回、提案をさせてもらったのでございます。それでは、新旧対照表で82ページをお開きください。第3条（利用許可の申請）ということで、「教育委員会又は学校長」を「又は学校長」を削除してございます。学校長が、学校の手を煩わすことなく、教育委員会等と行っていただければありがたいということで、ここをまず削除したということでございます。あと、教育委員会に提出する申請書類は事前に学校長の同意を得なければならないと。申請を除きましたので、同意を得なくても、事前に提出する前に各校長に行事の有無等を紹介するだけ足りるでしょうということなので、照会して、学校に支障がないことを確認しなければならないということに改めたというもの。それから、第4条（使用許可）につきましては、学校長を除きましたので、同じく、又は学校長を除くということ。それから、第6条の（利用時間）ですが、従前は午前9時ですが、月浦運動公園の利用は午前8時ということでございますので、実際にこの地域連携室のトイレが主にだと思っておりますので、トイレが、グラウンドの一番はじの方と遠いので、これは同じように合わせて8時ということで直すということでの協議が成り立ってございますので、8時に直すということでございます。それから、あと、これらに合わせて79ページ、80ページ、81ページについては、様式の改正ということで、先ほど改正したものをそこに合わせるということで改正をしているものでございます。78ページ。附則になります。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

・議案第24号

今、事務局から説明がございました。何か質疑ございますでしょうか。

≪「なし」という人あり≫

議案第23号、洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校地域連携施設の利用に関する要綱の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

≪「はい」という人あり≫

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第24号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正について議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

天野課長

83ページでございます。議案第24号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。はじめに規則の改正の理由でございますが、3点ございます。1点目でございます。まず、1点目が、多子世帯の保育料の負担軽減についてでございます。年収約360万円未満相当世帯について、平成27年度までは1号認定。幼稚園のことです。については、小学校3年生まで、2号、3号認定。これは保育所でございますが、については小学校就学前までとされていた多子計算に係る年齢制限を撤廃して、第2子半額、第3子以降無料化というのがまず1点目になります。それから、2点目でございますが、2点目についても、国の制度改正によるものということで、ひとり親世帯等の保育料負担軽減というものでございます。これについては、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充するということで1号、2号及び3号の認定こどもの第3階層区分について現行では、第1子は通常保育料から千円減額した金額で、第2子はその半額。また、第2号、第3号認定子ども。これについては、第4階層区分の一部でございますが、現行では第1子は通常保育料の減額はございません。第2子はその半額ということになっているのですが、これらを第1子の保育料半額。第2子以降の保育料を無料化する。無償化するというもの。それから、3つ目、これは町単独の先程、子育て支援の充実を図るための保育所及び私立幼稚園の利用者負担額を現行の2分に1とするという軽減対策を実施するというので、幼稚園の方は先ほど要綱等の議決をいただきましたので、保育所の方をこちらの規則で改正をして対応するという形をとるというものでございます。それでは、改正の内容でございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。すいません。その前に、訂正を1カ所お願いしたいと思います。84ページでございます。84ページの(2)の中の3行目に3月31日までに子どもを3人以上不扶養の不の1字。ちょっとすいません。余計な字が入っていました。それを削除していただきたいと思います。3人以上扶養している世帯ということでお願いをいたします。それで85ページの新旧でございます。7として後段を加えるものでございます。この場合において、3階層に認定された支給認定保護者の世帯に属する支給認定子どもに係る利

用負担額にあつては、当該階層の額に2分の1を乗じて得た額（当該算出額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数人いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降の特定被監護者等のうち支給認定子どもに係る利用者負担額を無料とするというもの。これにつきましては、ひとり親等の部分のことをいっているものでございます。続きまして、ずっと、飛ばしまして、88ページになります。88ページでございまして、9となつてございまして。これは別表でございまして。9別表第1及び別表第2の1階層に該当する場合を除き、次のいずれにも該当する世帯に属する支給認定子ども（18歳達する、すいません。「に」が抜けています。「18歳に達する」です。（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもから順に2人目までを除く。）に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、無料とする。）と。（1）当町に住所を有する世帯。（2）月の初日（月の途中で入所した場合にあつては、当該月のみ入所の日）において同一世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを3人以上扶養している世帯と。（3）利用者負担額の算定時における市町村民税の所得割の額が7万7,100円未満である世帯ということで、これにつきましては、多子世帯の軽減の部分をお願いしているものでございまして。続きまして、次、84ページに戻っていただきます。84ページの中ほどに附則の次に次の1項を加えるということで、これが町独自の現行の保育料を2分の1にするものという規定になります。附則に次の1項を加えると。平成29年4月1日以降の利用者負担額の特例措置ということで第7項ということで、第2条第1項第2号に該当する者の平成29年4月1日以降の利用者負担額については、当分の間、別表第2の表の規定で決定された額の2分の1（当該算出額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。また、第2条第2項第2号にあつても同様とする。第2条第2項第2号は月の途中の入退所のことをいっています。附則でございまして。この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行するというので、国の改正規定については、去年の4月頭から改正があつたのですが、改正の規定の通知もちょっと遅いと。新聞報道が先行して実際にはなかなか国が遅いということで、利用者の皆さんには、不便のないようにしていたのですが、漏れがあつたということで、今回、併せて町単独の保育料の2分の1と併せて改正をさせていただくというものでございまして。以上でございまして。

遠藤教育長

事務局から説明がございました。質疑をお受けしたいと思ひます。ございますでしょうか。

《「なし」という人あり》

・議案第25号

議案第24号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

原案のとおり議決いたしました。

続きまして、議案第25号、洞爺湖町放課後児童クラブ児童会「風っ子」運営規程等の一部改正する訓令について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

永井課長

議案第25号、洞爺湖町放課後児童クラブ児童会「風っ子」運営規定等の一部を改正する訓令についてでございます。洞爺湖町放課後児童クラブ児童会「風っ子」運営規程等の一部を改正する訓令を次のように定めるものがございます。第1条にありますのは、本町地区にあります児童会「風っ子」。これについての運営規定の一部改正でございます。第2条につきましては、現在、洞爺湖温泉小学校にあります温泉地区の児童会「洞爺湖クラブ」の運営規程の一部改正であります。第3条につきましては、洞爺地区にあります「洞爺児童クラブ」の運営規程の一部改正となっております。町内3ヶ所で運営しております。放課後児童クラブそれぞれの運営規定がありまして、名称並びに所在地の他につきましては共通する内容となっておりますので、全ての規程において同じ条項の改正となりますことをご理解いただきたいと思います。91ページの新旧対照表をご覧ください。第5条第2号ア及びイの中にあります「午後6時」を「午後6時30分」に改めまして、同じ号にありますウの中の「午前8時」を「午前7時30分」に改めるものがございます。第9条第6項第1号中の「午前8時」を「7時30分」に改めるものがございます。これによりまして、平日につきましては、30分。学校の休業日については前30分、後30分の1時間の延長となります。開設時間の延長の実施によりまして、現在、保育所と開設時間が同じくなる場所からですね、両方の施設を利用される保護者の方々については、送り迎えの時間差が解消されるということで、そういった改正となっております。前ページに戻りまして附則でございます。この訓令は、平成29年4月1日から施行するものがございます。説明については以上でございます。

遠藤教育長

事務局から説明がございました。質疑等をお受けしたいと思います。ございますでしょうか。

« 「なし」という人あり »

議案第25号、洞爺湖町放課後児童クラブ児童会「風っ子」運営規程等の一部改正について、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

« 「はい」という人あり »

原案のとおり議決いたしました。

議案全て終了しました。

日程第 5

【 その他 】

遠藤教育長

日程第5、その他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

≪「ありません」という人あり≫

事務局ございますか。

天野課長

連絡2点です。来週29日水曜日、午後1時30分から平成28年度第2回の洞爺湖町総合教育会議開催ということで、総務課で昨日、文書を郵送したそうですので、家に着いていると思うので、よろしくお願ひします。その会議に引き続き、別件、もう1件、会議をしたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。それが1件。それから、4月3日月曜日13時30分から学校教職員の辞令交付式がございますので、可能でございましたら出席方よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

日程第 6

【 閉 会 】

遠藤教育長

それでは、以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会平成29年第2回定例会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

15:32 閉会